

令和3年度

皆野町子育て応援給付金を支給します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対する

経済的支援として、「皆野町子育て応援給付金」を独自に支給します。

下記の案内をご覧ください、申請が必要な場合は期限までに申請してください。

<対象者>

平成15年4月2日から令和3年6月1日までの間に生まれた児童を養育する保護者

(町内に住所を有するかたに限ります。)

<支給額>

児童1人につき 3万円

<申請について>

(1) 公務員のかた

☞対象となる児童全員につき申請が必要です。

(2) 公務員以外のかた

①平成15年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた児童を養育するかた

☞上記の間に生まれた児童については申請が必要です。

※児童手当受給対象児童がいても申請してください!

②平成18年4月2日～令和3年6月1日の間に生まれた児童を養育するかた

☞申請は不要です(児童手当の受給状況から判断します)。

<申請・支給方法>

○申請

同封した「皆野町子育て応援給付金支給申請書兼請求書」に記入のうえ、書類を添えて、郵送または下記窓口へ提出してください。

【添付書類】

- ①本人確認資料の写し（免許証・マイナンバーカードなど）
- ②振込先の口座が分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）

申請期限 8月31日（火）

○支給

町が把握する児童手当の受給口座または申請時に指定された口座へ振り込みます。

<対象者のうち（2）②にあたるかたへの注意事項>

○平成18年4月2日以降に生まれた児童を養育する保護者については、次の場合は書類の提出が必要になります。

- ①児童手当時給口座以外の口座を指定したいとき
- ②給付金の受給を辞退するとき

この場合も、提出期限は8月31日（火）です。

<問い合わせ>

皆野町役場 健康こども課 子育て支援担当（⑤番窓口）
〒369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1

TEL 0494-62-1288 / FAX 0494-62-2791